

本県警戒レベル第4段階時における発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について(依頼)

令和3年4月12日から警戒レベルが第4段階に引き上げられることとなりました。また、本県においては、年度末から新型コロナウイルス感染症新規感染者数等が増加し、児童生徒等の感染者数等も増加傾向にあります。

各学校においては、発熱や風邪症状を有する児童生徒等については、下記のとおり、医療機関を受診するよう御指導をお願いします。

記

【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】

以下の対応は、発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例があることから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置である。

1 対象地域の感染レベルが3の学校

2 期間本日から本県警戒レベル第4段階終了日まで

3 対応方法

(1) 上記理由(発熱や風邪症状を有する児童生徒等)で学校を休む旨の連絡を受けた場合や早退させる場合は、当該児童生徒等及び保護者に対し、かかりつけ医や医療機関を受診するよう勧める。

(2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師に確認させ、その指示に従うよう指導する。

「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認するよう伝える。また、医師に自宅療養を指示された期間は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。

(3) 受診しなかった児童生徒等への対応について

発熱等の風邪症状を有する者は、原則として医療機関の受診を勧めることとするが、受診しなかった児童生徒等については、事前に学校医と相談した上で、2の期間は、下記の対応としても差し支えないこととする。

再登校に際しては、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していること。

※ 陰性証明、治癒証明及び登校許可証について

上記証明は全て不要であり、保護者等から口頭にて確認すること。